

請願第3号 安全保障法制改定法案の策定中止の意見書送付を求める請願

賛成の討論

20番 森本典夫 議員

「請願第3号は、安全保障法制改定法案の策定中止の意見書送付を求める請願です。安倍自公政権は、世界のどの地域でもアメリカが行う戦争に自衛隊が参加し、アメリカとともに戦い、自衛隊が殺し殺される危険な状況をつくり出そうとしており、いわゆる「戦争法案」と言われるこの法案を策定しないよう求める請願であります。

国会審議の中で、矛盾点が噴出し、国民を納得させる答弁がほとんどされてきませんでした。また、さきの憲法審査会の中でも、自民党などが推薦した参考人でさえ、集団的自衛権行使は憲法違反だと指摘いたしました。また、多くの憲法学者も違憲という意思表示をされています。

世論調査でも、反対が賛成を上回っているという状況であります。このように憲法に違反したり、世論を無視して戦争へと突き進み、殺し殺されることになる安全保障法制改定法案の策定中止を求めるのは当然のことではないでしょうか。この法案の策定中止を求めないで、結果的に国会でこの「戦争法案」が成立するということになれば、自衛隊が世界のどこへでも行って、アメリカと一緒に戦争し自衛隊を含め若者や関係者が殺され殺すことを肯定することになります。そんな理不尽で非情なことを井原市議会が容認すれば井原市民はどう感じるでしょうか。

戦後70年間、一人の外国人も自衛隊も殺さずにきた日本は、憲法9条の存在と、海外での武力行使はできない、集団的自衛権は行使できないという一貫した政府解釈がなされてきたことによるものであります。

このことは、世界に誇れ、世界から尊敬されるゆえんであります。

以上のことからこの請願第3号を採択すべきだと考えます。

以上討論を終わります。」

14番 大鳴二郎 議員

「請願第3号安全保障法制改定法案の策定中止の意見書送付を求める請願についてであります。

昨年は集団的自衛権の閣議決定、そしてことし、いま集団的自衛権を含む法律11本が出されました。戦後の安全保障政策を大転換する関連法案の国会審議が行われていますが、安保法案は憲法学者から憲法違反との指摘を受けるなど、また以前仲間だった4人の重鎮からも批判の声が上がっております。

世論調査によると「安全保障関連法案が憲法に違反していると思う」の回答は、56.7パーセント、「違反していないと思う」が、29.2パーセント。「安保法案に反対」は、58.7パーセント、「賛成」は、27.8パーセント。「安保法案の今国会成立に反対」は63.1パーセント、「賛成」26.2パーセント。「安倍政権が十分に説明していると思わない」が、84パーセントに上がり、「十分説明していると思う」が13.2パーセント。「法案が成立した場合の自衛隊が戦争に巻き込まれるリスクが高くなる」が、73.1パーセント、「変わらない」が22.4パーセントを大きく上回っております。

このように、世論の数字からもはっきりと出ています。国民の根強い懸念を裏づけた形であると思います。このように大多数の国民、学者の方々に違憲法案であるというコンセンサスが得られているのに、これをあえて強引に突破することは日本の将来、また日本の民主主義において多大なる禍根を残すのではと危惧しております。

安保法制の議論は専門的になりがちであります。今回はいくつもの複雑な事態や法律が入り込み極めてわかりづらい国会で問題点を掘り下げ、国民にわかりやすく示していただきたい。そして、重要なのは戦前において、日本の軍部の独走を止められなかった。今回この法案において独走を止められる歯止めがあるのか。確かに国会承認という手続きはあるが、今回のように与党は圧倒的多数であれば、普通の法案を通すよりもイージーに通ってしまうのではないか、次の世代は財政も金融も社会保障も大変である。この上に地球の裏側に行ってもらおう。では誰が次の世代のために弁明をするというのですか。彼らの立場を考えてあげることができるのか疑問であります。これからの日本を担っていくべき男女を問わず若い方々が議事堂周辺、また名古屋、渋谷と、各地域で安保法制反対の行動が盛り上がっております。ついに若者が動き始めたようであります。

最近、報道圧力発言の問題が出てきております。このような考え方を持った方々がこの国の根幹に関する安全保障関連法案というこの法案を決めるのかと思えば恐ろしいことでもあります。民主主義の根幹を揺るがす発言であります。

以上のことで、この請願は採択すべきと思います。」

12番 三輪 順治 議員

「請願第3号安全保障法制改定法案の策定中止の意見書送付を求める請願につきましては、ただ今の総務文教委員会の委員長報告では委員長を除く委員6人のうち、採択1名、不採択5名、よってこの請願は不採択とされましたが、私はこの報告に反対の立場で討論をいたします。

新たに法律を制定し、または改正することは国民を代表する議員から構成する国会のみが行え得るということは申し上げるまでもございません。もとよりこの立法行為は日本国憲法第98条にも示されているとおり、この憲法が国の最高法規であって、その条規に反する法律、命令等に関するその他の行為については、これらの全部または一部はその効力を有しないと定められております。

現在の我が国を取り巻く国際情勢は確かに政治的にもまた経済的にもまた軍事的に見ても戦後我々が経たさまざまな紆余曲折をはるかに超えるものがあること、このことは国民の皆さんと正しく対処することが必要であります。

しかしながら一昨年の特定期秘密保護法の制定、また昨年7月の一方的な閣議決定、これは集団的自衛権を可とする、一部条件つきではありますけれども閣議決定をなされておる背景の中からこのたびの法案提出に至ったわけでございますが、こうした中、先ほど同僚議員からもご発言ありましたように、さきの憲法審査会においても参考人として招致されました憲法学者の方々から安保法制は違憲であるとの発言がありました。また多くの国民の皆さんもこのたびの安保法制をめぐる動きを批判されております。

このことは、一言で申せば日本国憲法が戦争の反省の上に立って立憲主義を確立したにもかかわらず、その憲法のもとで憲法に反する法制が進められていること。すなわち国の存立基盤としての立憲主義の危機的状況という多くの国民の皆様的情勢、認識が基底にあるからであります。

我が国の最高法規の憲法、この憲法が生まれたゆえんを具体的に鑑み、そして将来の道しるべとして尊重する上に立てば、今のような一方的なやり方では私は国民の多くの方がついてくることはできないと思うわけでございます。

かつて我が国に2度の原爆が炸裂し、罪なき多くの国民の命を奪いました。広島その記念碑には「過ちは繰り返しませぬから」と書かれております。この言葉の持つ意味を考えると、一体、誰のどういう責任における過ちだったのでしょうか。その答えはすなわち現在を生きる私たち自身が責任を担うことであって、その先人のその過去の悲惨な歴史の反省や教訓を踏まえ、我々自身により憲法9条に埋め込まれた条理、精神を将来にわたり守っていくということでもあります。

だからこそ、いつときの内閣によりまして将来の我が国の進むべき進路をあまりにも急いで決めることはまさしく禁じ手でございます。

また今国会で18歳からの選挙権も与えられました。こうした意義も踏まえ、いまこそ次代を担う子供たちのために私たちの責任のある冷静な対応が必要でございます。

以上の観点から請願第3号につきましては、その趣旨に賛同し、さきの委員長報告の不採択についての反対討論といたします。」

反対の討論

16番 佐藤 豊 議員

「請願第3号安全保障法制改定法案の策定中止の意見書送付を求める請願対して、反対の立場で討論を行います。

日本を取り巻く近隣諸国の現況には、核兵器や核弾頭ミサイルなど大量破壊兵器の脅威があり、また国際テロやサイバーテロの脅威も深刻な問題となり、今やその脅威は容易に国境を越えてやってくる時代となっています。そうした安全保障環境の変化の中で国と国民を守ることは政治の最も大切な仕事であると考えます。だからこそ、どのような状況にあっても対応できる隙間のない安全保障体制を構築する必要があります。

今回の法制は日本の安全に関する法案と国際社会の安全に関する法案の2分野に分かれており、日本の安全に関する法案では、日本防衛のための日米防衛協力体制の信頼性、実効性を高め強化することにより、平時から有事に至るまで隙間のない法制を整備し、日ごろから日米間の連携や協力を密にすることが結果として日本の抑止力を高め、紛争を未然に防ぐことにつながると考えます。また自衛の武力行使については、憲法9条のもとでの許容される自衛の措置、新3要件で自国防衛の自衛の措置に限って必要最小限で許され、専らの他国防衛を目的とした集団的自衛権の行使はできません。

また国際社会の平和と安全に対する貢献も重要と考えます。なぜなら国際社会の平和と安全があってこそ日本の平和と繁栄が維持できるからであります。日本は国際平和協力の場面で20年にわたり自衛隊がその役目を担ってきており、派遣国ではその活動が高く評価されております。そうした経験と実績を踏まえての国際協力のための法制の整備であります。今回の法制では自衛隊海外派遣の3原則として国連決議のある場合、例外なき国会の事前承認、また自衛隊員の安全確保など法制に盛り込まれ、さらにPKO派遣においてもPKOの参加5原則で派遣には厳しい条件が課されており、むやみにアメリカと戦争を推し進めるための法案ではないことは明らかであります。

戦争立法との批判が一部にあるようですが、不安をあおる極論こそ周辺国や国際社会の誤解を招き、国益を損なうことにつながると考えます。日本の平和と安全を守るといっても大切なのは紛争を未然に防ぐための平和外交の努力が必要であり、その努

力を尽くす中で安全法制整備による抑止力の強化も紛争の未然防止につながると考えます。

以上、請願第3号に対する反対討論といたします。」

13番 大 滝 文 則 議員

「請願第3号安全保障法制改定法案の策定中止の意見書送付を求める請願について、委員長報告は不採択でした。委員長報告に賛成の立場で討論いたします。

先ほどからるる賛成、反対の討論がありました。私自身、過去の町議会・市議会議員選挙において、外交・防衛・安全保障といったテーマを持って選挙を戦ったことはありませんし、法案の中身についてもなかなか難しくよく理解はできておりません。

私は外交・防衛・安全保障という国家の基本政策であり、また国家間の交渉を要する法案に対して地方議会が賛成であれ反対であれ、国に対して意見書を出すということにはならないというのが基本的な考え方です。

このところ言論の自由・表現の自由などの議論がにぎやかですので、請願の内容や賛成の意見を全否定するつもりはありませんが、外交・防衛・安全保障といったテーマは地方議会の中ではなく、個人あるいは、また団体の考えとして議会の外でやっていただきたいと考えております。

繰り返しになりますが、外交・防衛・安全保障といった案件について、井原市議会が国に対して意見書を出すことには反対であり、委員長報告に賛成討論といたします。」